

## 川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

### ○開催日時

平成30年1月22日 午後1時27分～午後1時55分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（10人）

委員長	成川 幸太郎	委員	杉 菌 道 朗
副委員長	石野田 浩	委員	井 上 勝 博
委員	上 野 一 誠	委員	川 添 公 貴
委員	瀬 尾 和 敬	委員	森 満 晃
委員	川 畑 善 照	委員	坂 口 健 太

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

---

### ○その他の議員

議員	大田黒 博	議員	帯 田 裕 達
議員	今塩屋 裕 一	議員	落 口 久 光
議員	持 原 秀 行	議員	松 澤 力
議員	下 園 政 喜		

---

### ○説明のための出席者

危機管理監	中 村 真		
防災安全課長	寺 田 和 一	市民福祉部長	上大迫 修
原子力安全対策室長	祁答院 欣 尚	市民健康課長	檜 垣 淳 子

---

### ○事務局職員

事務局 長	田 上 正 洋	課 長 代 理	瀬戸口 健 一
議事調査課長	砂 岳 隆 一	主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋

---

### ○審査事件等

- 1 川内原子力発電所の運転状況について
  - 2 平成29年度鹿児島県原子力防災訓練について
  - 3 原子力防災訓練の現地視察について
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎）川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ございませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めてまいります。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可をいたします。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（成川幸太郎）それでは、川内原子力発電所の運転状況についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは川内原子力発電所の運転状況について、御説明いたしますので資料1を御準備ください。

まず、1ページ、1、運転状況及び発電実績について、1号機につきましては、昨年1月6日に第22回定期検査を終了し、通常運転に復帰しております。平成29年11月末現在の発電電力量は、表の一番下の欄に記載しておりますが、55.4億キロワットアワー、設備利用率は106.4%でございます。

参考までに、次の定期検査を1月29日から6月12日の予定で、第23回の定期検査を予定されているところでございます。

2ページをお開きください。

2号機につきましては、昨年3月24日に第21回定期検査を終了し、通常運転に復帰しておりますが、表の一番下に記載のとおり、11月末現在の発電電力量は54.2億キロワットアワー、設備利用率は104.0%となっております。

なお、設備利用率が100%を超えているのは、許可出力が熱出力を一定とする定格熱出力一定運転によるためです。

次に、3ページをご覧ください。

2、放射性廃棄物の管理状況ですが、11月末現在の1・2号機の合計について御説明します。まず、気体・液体廃棄物の放出量ですが、表の下

から2行目にありますとおり、平成29年度の気体廃棄物の放出量は、1.7×10の8乗ベクレルでございます。年間放出管理目標値1.7×10の15乗ベクレルを下回って管理されております。また、その右側の液体廃棄物の放出量につきましては、検出限界値以下となっております。

参考までに、トリチウムについて、一番下に、放出量の表を記載しておりますが、平成29年4月から11月の放出量は、1.9×10の13乗ベクレルで、年間放出管理基準値1.1×10の14乗ベクレルを下回って管理をされております。

次に、4ページをお開きください。

固体廃棄物の貯蔵量ですが、11月末現在、200リットルドラム缶相当で、24,539本貯蔵されており、貯蔵容量約37,000本に対して、貯蔵率66.3%となっております。

その下には、参考としまして平成29年度における月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しておりますので御確認ください。

次に、3、使用済燃料の貯蔵の状況ですが、11月末現在、1・2号機の合計貯蔵容量3,224体に対し、貯蔵量は2,038体で、貯蔵率は63.2%となっております。

次に、4、新燃料の保管状況ですが、去る10月27、28日に平成24年度以来となる80体の新燃料輸送がありましたことから、11月末現在、1・2号機の合計で104体を保管しております。

参考までに、12月中にも本年2回目の52体の新燃料輸送がございまして、現在の保管数は156体となっております。

最後に、5、トラブル等情報ですが、法令に基づき国へ報告を要する事象等はございませんでした。

以上で、川内原子力発電所の運転状況につきまして説明を終わります。

○委員長（成川幸太郎）ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）1号機の次回の第23回定期検査が1月26日から6月12日までと、通常よりも長いわけですけれども、その理由と、それから2号機の定期検査については報告がなかったんですけれども、まだ決まってないということなんでしょうか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚） 1号機の次の第23回定期検査の内容ですが、報告を受けておりますところでは、今回の定期検査の期間中に原子炉容器の出口管台溶接部の保全工事——これは応力腐食割れ対策として溶接部の合金の接合部分のところを強いものに変えるというものでございます。それと主給水配管の取替工事、海水ポンプの取替工事等を予定されているところでございます。

平成29年の3月から1号機の冷却材中にヨウ素の濃度が上がっておりまして、それを重点監視をしておりましたが、その燃料体の検査を行うということも聞いております。

2号機の定期検査についてでございますが、予定では、4月23日を予定されているというふうに聞いております。

○危機管理監（中村 真） 1号機の定期検査についての御質問がありまして、今、内容を説明いたしましたのですが、正式には近日中に公表される内容でございますので、あくまでも現時点で我々が聞いている内容ということで御理解いただければと思います。

○委員（井上勝博） そうするとこれ以上、詳しいことは言えないというそういう意味ですか。

○危機管理監（中村 真） まだ正式に公表されておりませんので、細かい部分については今の段階では、我々としては御説明できない部分があるということで御理解いただきたいと思っております。

○委員（井上勝博） 説明できる範囲でいいんですけれども、応力腐食割れ対策ということで、どの部分の対策、原子力容器とおっしゃったんですが、格納容器のことなんですか。その辺、ちょっと詳しくわかるところまで。

○危機管理監（中村 真） 室長から説明がありましたように原子炉容器です。燃料体が入っている原子炉容器の部分の1次冷却材が循環する大きな配管がございまして、この部分の出口管台ということでございます。

○委員長（成川幸太郎） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終了いたします。

△平成29年度鹿児島県原子力防災訓練について

○委員長（成川幸太郎） 次に、平成29年度鹿児島県原子力防災訓練についてを議題といたします。

まず、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一） それでは、お手元に資料2を御準備ください。平成29年度鹿児島県原子力防災訓練について御説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

まず、訓練の概要を説明いたします。

訓練の目的としまして、福島第一原子力発電所事故を教訓に見直された国の原子力災害対策指針等を踏まえ、鹿児島県、本市及び関係周辺市町で策定や修正を行った地域防災計画原子力災害対策編に基づき、住民の協力を得て、国、事業者等と共同して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図ることを目的に実施いたします。

また、訓練での教訓を踏まえて、避難計画の見直しを行うなど、原子力災害対策の更なる強化を図ることも目的としております。

訓練日時は、記載のとおり2月3日土曜日、7時30分から18時までの予定で実施いたします。

主催は、鹿児島県、本市及びUPZ圏内8市町、訓練対象施設は、川内原子力発電所1号機、2号機でございます。

資料の3ページをご覧ください。

訓練想定としましては、九州電力川内原子力発電所1号機、2号機において、定格熱出力一定運転中——資料には震度6強の地震が発生し、と記載しておりますが、先週、金曜日19日に鹿児島県におきまして第3回全体会議が開かれておまして、そこで修正がありましたのでお伝えします。薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生をいたしまして、1号機及び2号機の原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失。

2号機につきましては、地震と同時に1次冷却材系統からの漏えいが発生。その後、1次冷却材系統からの漏えい量が増加し、施設敷地緊急事態

となり、続いて、非常用電源が故障し全交流動力電源が喪失することにより全面緊急事態となるとともに、非常用炉心冷却設備による注水が不能となり炉心溶融に至るとの想定で訓練を実施させていただきます。

なお、1号機につきましては、非常用電源から交流動力電源を供給し、原子炉の冷却が継続されるというふうにしております。

事故の進展に応じまして、鹿児島県、本市、関係周辺市町及び関係機関は国と共同して、地域防災計画に基づく諸対策を実施いたします。

資料の4ページをお開きください。

訓練の時系列について御説明いたします。なお、先ほども申し上げましたとおり、先週、19日金曜日に最終全体会議があったばかりでありまして、細部につきましては、現在も調整中でありまして、あらかじめ御了承ください。

表の左端の時間、状況の欄をご覧ください。なお、時間は、目安時間と御理解ください。

7時、薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生、本市では、震度6強の地震が発生したとの想定で訓練を開始いたします。

地震発生に伴い、本市、鹿児島県は災害対策本部を設置いたします。

震度6強の地震発生につきましては、原子力災害対策指針により警戒事態となりますので、放射線防護対策施設の運営訓練も実施いたします。

次に、8時、市では第1回災害対策本部会議を開催し、被害状況の把握、PAZ内要配慮者の避難準備等についての協議を行います。その後、鹿児島県、本市並びにUPZ内市町を結んだテレビ会議により、被害状況の情報共有などを行います。

その後、8時40分、国、県、関係自治体との連絡会議を行います。

資料の5ページに移ります。

資料の一番上ですが、9時、施設敷地緊急事態の事業者通報を受け、事態進展を想定した原災法第10条に基づく実施方針案であるPAZ圏内要配慮者の避難、PAZ圏内一般住民の屋内退避並びに避難に関する事前準備、UPZ圏内住民への屋内退避準備の実施要請を受け、住民広報を行い、要配慮者の避難、一般住民の屋内退避並びに避難準備、UPZ圏内屋内退避準備開始を実施いたします。

その後、県、関係市町によるテレビ会議におい

て、国からの要請内容確認、原子力災害対策特別措置法10条実施方針の確認を行います。

次に、10時20分、全面緊急事態の事業者通報を受け、事態進展を想定した原災法第15条に基づく避難等実施方針案である、PAZ一般住民の避難指示、安定ヨウ素剤服用指示、UPZ内住民の屋内退避指示を確認し、住民広報を実施します。それに合わせましてPAZ内一般住民の避難、UPZ圏内住民の屋内退避を実施することとしております。

10時25分には、内閣総理大臣からの原子力緊急事態宣言を受けて、原子力災害合同対策協議会が開催されます。

その後、県、関係市町によるテレビ会議におきまして、国からの要請確認、原災法第15条実施方針の確認、自衛隊に対する原子力災害派遣要請などを行います。

なお、資料の一番下にも書いてありますが、全面緊急事態によるPAZ一般住民避難訓練、UPZ住民屋内退避訓練を実施した後は、経過時間を短縮して、数日経過したものとして訓練を進めさせていただきます。

資料の6ページをお開きください。

11時10分、国からの一時移転指示案の送付を受けまして、鹿児島県は、原子力防災・避難施設等調整システムを活用した避難先調整を行います。

12時、テレビ会議を開催しまして、原子力防災・避難施設等調整システムの調整結果確認、一時移転実施案方針などの確認を行います。

12時20分、国からUPZ一時移転指示が発出され、原子力災害合同対策協議会テレビ会議におきまして、UPZ内該当地域住民の一時移転を決定し、訓練広報を行い、UPZ内のうち一時移転の基準値を超えた地域の一時移転を実施いたします。

UPZ一時移転に合わせまして、安定ヨウ素剤配布、避難退域時検査、避難所運営訓練なども実施し、概ね18時で訓練終了と計画をしております。

資料の7ページをご覧ください。

資料の7ページは、訓練の各事態における市民の避難行動等について、一覧表にまとめたものでございます。

ページをめくっていただいて、資料の8ページ

でございます。

ここからは、訓練の具体的な内容を説明させていただきます。

8ページは、施設敷地緊急事態における避難行動要支援者の避難訓練です。

訓練では、九州電力社員によります福祉車両を使用した避難所、バス避難時集合場所までの搬送する手順を確認する訓練を行います。

また、P A Z内に所在する医療機関、社会福祉施設、具体的にはお多麻さんの家、鹿野苑、わかまつ園などにおける入所者避難訓練、放射線防護施設運営訓練を行います。

資料の9ページをご覧ください。

施設敷地緊急事態から全面緊急事態への事象の進展に伴い、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言を受け、P A Z住民の避難訓練を図にしております。

滄浪地区、峰山地区では、バス避難訓練と、自宅から市街地までは自家用車で避難し、中継地点を設け、中継地点で避難用バスに乗り換えて避難する訓練を実施いたします。

寄田地区では、集落が孤立したとの想定で陸上自衛隊による孤立救助訓練、九州電力社員の福祉車両による避難支援訓練、それから先ほども申し上げました自家用車、バス避難の訓練を実施いたします。

水引地区では、自家用車による避難訓練、バス避難の訓練を実施いたします。

なお、4地区のうち、寄田地区につきましては、地区との協議によりまして、避難所までの移動は行わないことと決定をいたしました

それでは、資料10ページをお開きください。

U P Z内屋内退避訓練と、地震発生により家屋が倒壊し、自宅での屋内退避が実施できなくなったとの想定で、近隣の避難所等による屋内退避訓練を行います。なお、避難所での屋内退避においては、原子力防災に関する研修も実施いたします。

地震により自宅等での屋内退避ができず避難する屋内退避施設としましては、旧湯田小学校、旧西方小学校の体育館といたします。

11ページをご覧ください。

原子力緊急事態宣言後の事象の進展に伴い、U P Z内のうち、今回は、湯田地区、西方地区において空間線量率が一時移転の基準となる20マイクロシーベルトを超えたと想定し、一時移転訓練

を実施いたします。

これに合わせまして、避難経路上の地点、今回の訓練は始良市にあります鹿児島県森林技術総合センターでございますが、ここにおいて避難退域時検査も鹿児島県のほうで実施をされます。

なお、湯田地区、西方地区以外のU P Zについては、屋内退避訓練を実施しております。

資料の12ページをお開きください。

訓練の想定では風下側ではありませんが、甑島地域におけるU P Z圏外への避難及び島外避難訓練をあわせて実施いたします。

U P Z内である里地区と上甑地区のうちの上甑町江石自治会、中野自治会、この2自治会、U P Z圏外への避難及び島外避難訓練を実施いたします。

島外避難訓練におきましては、海上保安庁巡視船による輸送訓練も行います。

なお、訓練の計画上、下甑長浜地区に避難をすると書いてありますが、これはあくまでも仮想の本土と見立てての実施でございますので、御承知おきください。

資料13ページは、緊急時活動レベル、いわゆるE A L並びに運用上の介入レベルO I Lの基準について記載をしております。

資料をめくっていただきまして、資料14ページは訓練種目のすべてを表にまとめてあります。

最後に1枚、A3のカラーの資料でございますが、これは鹿児島県において作成されました平成29年度原子力防災訓練における原子力発電所から30キロ圏内の自治体並びに防災関係機関が行う訓練をまとめた資料でございます。訓練全体の概要版として配付をさせていただきます。

以上で、平成29年度原子力防災訓練についての説明を終わります。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま当局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんかか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、平成29年度鹿児島県原子力防災訓練についてを終了いたします。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）市民健康課長、何かありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）安定ヨウ素剤の配布について、少し御報告をさせていただきたいと思います。

平成29年8月に県知事のほうで、UPZ内の居住者のうち一定の要件に該当した方で、事前配布を希望する住民に対して、安定ヨウ素剤を事前配布することを発表いたしました。それに関しまして、専門委員会によって詳細は決定されるということでしたけれども、11月15日に3回目の専門委員会が開催され、一定の要件ということが決まったということで、今度の自治会文書の中に原子力だよりというのが出ます。この中にUPZ内における安定ヨウ素剤の一定の要件を満たす方への事前配布ということで要件が設定されたということで書かれております。その該当者という方は、1番目が病気や障害のある方、2番目が高齢者のうち災害時に配慮を要する方、3番目が乳幼児、4番目が3番目との均衡を図るために特に認める方ということで、5番目に1から4に該当する者が世帯にいる方ということで決定したということでしたので、御報告をいたしたいと思います。あと詳細につきましては、今、7市2町、県と協議中でありますので、また、詳細が決まりましたら、御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（成川幸太郎）今度の原子力だよりに出るわけですね。わかりました。以上、報告がありました。何かありますか。

○委員（井上勝博）対象になる方が、障害のある方や高齢者の方とかというふうになっているんですが、同じ世帯の人ということなんですけれども、例えば、一人暮らしのお年寄りが近くにいらっしゃってですね、なかなか歩行が困難である。という方を御近所の方がですね、一緒に避難に、援助するというケースも考えられるわけですが、そういう方々の希望者というのは、対象にならないのかどうかということなんです。

○市民福祉部長（上大迫 修）今、井上委員のほうから御質問のありましたことですが、こちらのほうから確認、説明申し上げましたことは、障害のある方や高齢の方が該当する世帯に限るとした形にしてありますので、近接の方が協力されて行動される際に、その方を該当するかどうか

かということについては、現時点では含まれていないというふうには考えておりますが、詳細な部分、詰めていく作業がこれからでございますので、その点については、私どもとしましても確認をしてみたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）よろしいですか。ほかにお尋ねになりたいことはございませんか。

はい、この件については、終わります。

△原子力防災訓練の現地視察について

○委員長（成川幸太郎）次に、原子力防災訓練の現地視察についてを議題とします。

それでは、ただいま説明を受けました平成29年度原子力防災訓練についてですが、例年どおり当日の防災訓練について現地視察を実施してはどうかと考えております。

視察行程については、後日、調整でき次第、お知らせすることとなりますが、例年どおり現地視察を実施することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、原子力防災訓練について現地視察を実施することとします。

それでは、原子力防災訓練の現地視察を実施することになりましたが、視察行程及び委員派遣の手続きについては、委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△委員長報告の取り扱い

○委員長（成川幸太郎）以上で、日程のすべてを終了しました。

ここで、委員長報告の取り扱いについて、お諮りをします。

本日の委員会で調査しました事項及び原子力防災訓練の現地視察については、3月定例会において、委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成川幸太郎